

令和 8 年度ひたちなかネットワークシステム  
異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業実施要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、地域課題の解決に向けて、市内資源を活用した異なる業種・分野の事業者連携による新たな取組を推進するために、その解決に向けた提案の内、特に優秀と認められた提案等について、予算の範囲内で賞金を授与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 2 団体以上の事業者による連携した取組であること。
- (2) 原則として、日本標準産業分類における大分類が異なる業種による取組であること。
- (3) 連携する事業者の中に市内に事業所（資材置場その他の従業者が常時滞在していないものと市長が認めるものを除く。以下同様。）を有している 1 者を必ず含めること。なお、この 1 者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
- (4) 連携する事業者の中で、代表申請者を 1 者決めること。なお、同一の事業者は複数の連携体に参加することはできず、代表申請者又は連携する事業者のいずれかの立場でのみ参加できるものとする。
- (5) 前号の代表申請者は法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社及び特例有限会社を含む）、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人その他法人格を有する団体）であること。
- (6) 代表申請者がひたちなかネットワークシステムに参画しているもの、または参画する意向のもの。
- (7) 同一の申請内容で、過去に本事業による賞金を授与されていないこと。
- (8) 連携する事業者のすべてにおいて市税に未納がないこと。
- (9) 次のア又はイの区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める要件を満たすこと。

ア 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (ア) ひたちなか市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(イ) 当該法人の役員（取締役、執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又はひたちなか市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

イ 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団員等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。

（対象事業）

第3条 本事業の対象となる取組（以下「対象事業」という。）は、対象者が行う事業で次に掲げる要件の全てを満たす取組とする。

(1) 別に掲げる地域課題の解決を目指した提案及び実証を行う事業

(2) 市内資源の活用又は市内を実証フィールドとする事業

(3) 異業種連携による役割分担や相乗効果が示されている事業

(4) 令和9年3月31日までに完了する事業

(5) 公序良俗に反せず、法令を遵守した事業

（提案及び審査方法について）

第4条 申請者は、事務局が定める公開型の地域課題解決型事業提案発表会（以下ピッチイベント）において時間内にプレゼンテーション方式で事業提案を行う。審査は別に定める審査会の審査委員によって、別に定める審査項目について行う。なお、応募数等によって事務局等においてプレゼンテーション前に書類審査を行うことがある。

（賞金について）

第5条 審査会の審査委員による審査の結果、最も得点の高い提案から順に賞金を授与する。なお、賞金の金額は予算の範囲内とし、別に定める金額とする。ただし、提案事業費が賞金を下回るときは、賞金は当該事業費とする。

(2) 賞金額に関わらず賞金を授与された者は、採択された年度内に実証実験事業を実施する義務を負うものとし、未実施の場合は返還を求めることがある。

（申請手続き）

第6条 本事業の申請をする者は、令和8年6月19日までに令和8年度ひたちなかネットワークシステム異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを事務局に提出しなければならない。

(1) 令和8年度事業計画書（様式2号）

(2) 令和8年度事業収支予算書(様式第3号)

(3) 登記事項証明書, 住民票の写し, 事業所が所在する建物に係る賃貸借契約書等, その他の事業所の所在地を確認することができる書類

(4) 市税の納税証明書(未納がないことの証明)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は代表申請者が行い, 賞金の授与に関しても代表申請者に対して行うものとする。

3 提案件数は1件に限る。

(実証及び成果報告)

第7条 本事業において賞金を授与された者(以下「採択事業者」という。)は, 採択された年度内に実証を行い, 成果報告をしなければならない。

(採択事業の公表及び成果の発表)

第8条 事務局より, 採択事業の名称等を公表すること又は採択事業の成果の公表を求められた場合は, 採択を受けた事業者に発表させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか, 賞金の授与に関し必要な事項は, 別に定める。

付 則

この要綱・要領は, 令和8年5月1日から適用とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

ひたちなかネットワークシステム会長 殿

代表申請者

住所（所在地）

団体等名称

代表者職氏名

令和 8 年度ひたちなかネットワークシステム

異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業申請書

標記事業について、令和 8 年度ひたちなかネットワークシステム異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業実施要項第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

連携体構成

区分	事業者名	所在	業種
代表申請者			
連携機関			
連携機関			
連携機関			

添付書類

- (1) 令和 8 年度ひたちなかネットワークシステム異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 令和 8 年度ひたちなかネットワークシステム異業種連携による地域課題解決型事業提案及び実証実験事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 代表申請者は登記事項証明書。連携機関は、登記事項証明書等、事業所の所在地を確認することができる書類
- (4) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）【全参加者】
- (5) その他会長が必要と認める書類



③ 異業種連携の有効性について

(各事業者の役割や連携の必要性等)

④ 市内中小企業への波及効果

(直接的・間接的な効果，地域内外や他分野への波及効果等)

⑤ 実現性・持続性について

(実施体制，予算，事業終了後の継続見込み等)

担当者連絡先	氏名			
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

備考

- 1 記載事項の欄が不足する場合は，適宜別紙を作成し，添付してください。

